

一般財団法人英進館奨学金財団  
2025年 奨学生募集要項

1. 財団の目的

英進館奨学金財団は、学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

2. 奨学金制度の趣旨

英進館奨学金財団の設立者である筒井勝美(英進館ホールディングス株式会社取締役会長)は九州大学工学部の卒業、筒井俊英(英進館ホールディングス株式会社代表取締役社長)は東京大学工学部および九州大学医学部の卒業である。両名とも卒業後も九州で学習塾の運営を通じ、長年に亘り、教育活動に尽力してきた。

また、同じく設立者である英進館ホールディングス株式会社も、九州地方を中心に「自立した社会人の育成」を理念とした学習塾グループを運営し、人材育成に寄与してきた。

当財団は、高度な医学、理工系人材が、優れた医療技術、科学技術力、産業力の発展を促進するものと願う。奨学事業を通じて、九州地方の社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

3. 募集対象

当財団が指定する大学(※)の新入学生を原則とします。

(※)当財団が指定する大学は以下のとおりです。

九州大学、熊本大学、長崎大学、鹿児島大学

4. 応募資格

九州大学、熊本大学、長崎大学、鹿児島大学の医学部医学科に在籍する学生および理工系の学部学科に在籍する学生で以下のすべてを満たす者。

1) 成績要件

原則、前年度までの成績(G P A (Grade Point Average))が、3.00以上の者。

[1年生] 年度入学試験における受験成績が特に優れていると認められる者

または

出身高等学校における学業成績が特に優れていると認められる者

[2年生] 前年度1年間(1年生分)のG P Aの標準が3.00以上

[3年生] 1年生～2年生分の累計G P Aの標準が3.00以上

[4年生] 1年生～3年生分の累計G P Aの標準が3.00以上

2) 調査書または申請理由書により、特に人物・学力ともに優れていると認められること

3) 心身ともに健康で、学業成績、人物とも優れており、在学する学校長等の推薦する者。

4) 学資の支弁が困難と認められること

※経済状況については、世帯の所得合計が以下に当てはまる方が対象となります。

・給与所得者・・・900万円以下

・給与所得者以外・・・450万円以下

#### 5. 採用予定人数

1) 2) より合計8名程度

1) 医学部医学科より4名程度

・九州大学、熊本大学、長崎大学、鹿児島大学の医学部医学科に在籍する学生：4名程度

2) 理工系の学部学科より4名程度

・九州大学、熊本大学、長崎大学、鹿児島大学の理工系の学部学科に在籍する学生：4名程度

各大学の医学部医学科・理工系の学部学科からそれぞれ1名を原則とします。

各大学の医学部医学科・理工系の学部学科よりそれぞれ1名の補欠の応募が可能です。

#### 6. 給付期間および給付金額

給付期間…医学部医学科：6年間

理工系の学部学科：4年間

給付期間は、各学部学科の正規の最短修学期間とします。

給付金額…医学部医学科：月4万円

理工系の学部学科：月4万円

※毎年更新していただく必要があります。詳細は「13. 奨学生の更新手続き」をご参照ください。

7. 提出書類

- 1) 奨学金申請書 (様式1)
- 2) 申請理由書 (様式2)
- 3) 家庭状況調査書 (様式3)
- 4) 出身高校の成績証明書 原本(1年生のみ)
- 5) 所得証明書  
主たる家計収入の直近年度の源泉徴収票、所得税確定申告書(写)、住民税(非)課税証明書など、いずれかの公的な証明書
- 5) 推薦書 (様式4)

8. 提出期日

2025年6月30日(金)必着(仮)

9. 提出方法

応募者が用意した書類を、大学担当部署において取りまとめのうえ、財団事務局宛に提出してください。その際、以下1)、2)の両方で対応してください。

1) 郵送

提出書類一式を財団事務局宛に郵送してください。

2) メール

提出書類のうち、上記1)奨学金申請書、2)申請理由書、3)家庭状況調査書、4)所得証明書、5)推薦書はWordとPDFで、メール添付のうえ、タイトル「奨学金申込」【大学名】とし、財団事務局宛contact@eishinkan-foundation.or.jpにご提出ください。

なお、応募者確認のため、メール送信は、応募書類の発送より前に行うようご配慮ください。

10. 選考

1) 書類確認(書類による資格有無の確認)

提出された書類をもとに、書類に不備がないか、応募資格は満たしているかについて確認を行います。

書類確認の結果、応募資格の可否を判定し、結果を各大学宛に連絡いたします。

応募者本人へは大学学生課より連絡をしていただきます。

1) 選考委員会審査

書類確認を通過した者に対し、提出された奨学申請書等を基に、定められた

選考基準に従って、選考委員会による審査を行います。総合的な判断に基づいて支給対象者を決定いたします。

2) 最終結果

9月中に大学へ連絡するとともに、応募者全員にメールにて通知いたします。

11. 支給方法

奨学金支給対象者として選考された学生には、初年度につきましては4月から9月までの6か月分の合計金額を指定された口座に9月30日までに振り込みます。

10月以降につきましては以下のとおり3か月分の合計金額を該当する3か月の最初の月の第一週目の金曜日に振り込みます。（該当する金曜日が祝日の場合、その前の平日に振り込みます。）

なお、翌年度以降の支給方法は以下のとおりです。

10月～12月：10月第1週目金曜日

1月～3月：1月第1週目金曜日

4月～6月：4月第3週目金曜日

7月～9月：7月第1週目金曜日

ただし4月支給分については、更新手続きに必要な在学証明書等の提出を受けて財団が書類を確認した後に、入金手続きを行いますので、必ずしも所定の日に入金されるとは限りません。

12. 併給の可否

他の奨学団体等から学資の給付または貸与を併せて受けることができますが、併給を受ける場合は財団あてにその内容を届け出なければなりません。

13. 奨学生の更新手続き

奨学生となったものは以下の手続き等を行う必要があります。

**【提出書類】**

次年度の奨学金給付を受けるために、毎年度末以降4月10日までに次の書類を財団事務局に提出してください。

1) 「生活状況報告書」（様式5）・・・毎年度末までの生活状況を記載

(1) 時間割：年度末までの時間割表を記載または添付

(2) 奨学金の使途：できるだけ分かりやすく記入のこと

(3) 氏名、住所、連絡先等の変更、休学・復学・転学・留年・停学・退学等のいずれかが発生した場合は記載すること

2) 在学証明書・・・新年度、進級したことが証明できる記載があること

3) 学業成績表・・・年度末までの成績が記載してあること

※2)、3)の発行月日は次年度4月1日以降としてください。

**【提出方法】**

- 1)各大学の窓口にて、奨学生全員の書類をまとめ、一括提出をしてください。  
一括提出ができない場合は、各大学ご担当者の指導の下、各奨学生が対応してください。
- 2)全ての書類はPDFで提出ののち、原本を含む全書類を郵送してください。
  - (1)データ送付  
毎年4月10日 昼12:00まで ※休日の場合は、翌平日を期限とします。
  - (2)郵送  
毎年4月12日 必着 ※休日の場合は、翌平日を期限とします。  
「在学証明書」、「学業成績表」は原本  
「生活状況報告書」は紙出力 ※手書きの場合は原本

14. 奨学生の義務

奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

- 1) 健康に留意し学業に励むこと
- 2) 毎年度末当財団が指定する期限までに、在学証明書、学業成績表および生活状況報告書を当財団宛に提出すること
- 3) 当財団主催の行事が開催される場合には、やむを得ない場合を除き、可能な限り出席すること
- 4) 休学・復学・海外留学・転学または退学した場合は、直ちにその旨を当財団宛てに届け出ること
- 5) 停学その他の処分を受けた場合は、直ちにその旨を当財団宛てに届け出ること
- 6) 奨学生および身元保証人の住所、氏名、電話番号の変更等、当財団に提出した書類内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を当財団宛てに届け出ること

15. 奨学金の停止または資格喪失

奨学生が次のいずれかに該当することになったときは、奨学金の支給を停止または資格喪失することがあります。また、奨学金の資格喪失の事由(下記3)~9))に該当することとなった場合、故意もしくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。ただし、疾病で長期に休学するなど考慮すべき事項がある場合において、奨学金継続希望理由書(様式6)を当財団に提出いただき適切と認められる場合には、下記1)に該当することと判断し、奨学金の給付の資格の喪失を免れるものとしします。

- 1) やむを得ない事情により大学を休学もしくは長期にわたって欠席したとき、ま

- た上記14の義務を果たさなかったとき(停止)
- 2) 学業等の状況により指導上必要があると認めたとき(停止)
  - 3) 疾病等のため成業の見込みがなくなったとき(資格喪失)
  - 4) 学業成績または素行が不良となったとき(資格喪失)
  - 5) 在学する大学における学籍を失ったとき(資格喪失)
  - 6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、または、その指示に従わなかったとき(資格喪失)
  - 7) 当財団の名誉を傷つけ、または、著しく迷惑をかけたとき(資格喪失)
  - 8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき(資格喪失)
  - 9) 各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(資格喪失)

16. 送付先および問合せ

一般財団法人英進館奨学金財団

〒810-0021

福岡市中央区今泉1丁目11番12号

E-mail : [contact@eishinkan-foundation.or.jp](mailto:contact@eishinkan-foundation.or.jp)

\*お問合せはメールでお受けいたします。

URL: <https://eishinkan-foundation.or.jp/>

以上